

11/5 旗

安倍晋三政権による大規模な生活保護費の削減が続いています。

11月からは、暖房で光熱費などが

増えることに対応するために支給

される「冬季加算」が減額されま

した。生活保護費ではすでに生活

扶助、住宅扶助の削減が強行さ

れ、生活保護利用世帯に大打撃と

なっています。そのうえ本格的な

寒さの到来を前に冬季加算までカ

ットすることは、生活保護世帯に

追い打ちをかける冷たい仕打ちで

す。生活困窮者の暮らしと健康を

脅かす削減は中止すべきです。

冬季加算減額の影響深刻

生活保護費の冬季加算は、暖房のため需要増が避けられない灯油代や電気代をまかなうため、11月から3月まで生活扶助費に上乗せ

主張

生活保護費カット

して支給されます（北海道などは10月～4月）。豪雪・山間地域など、寒さがきびしいところで暮らし人たちにとってはもちろん、全国どこでも生活保護世帯が冬を越すうえで、必要不可欠な加算です。

安倍政権は、冬場の「命綱」ともいえる加算を今年秋から総額30

倍首相のもとで、生活保護費は削減に次ぐ削減です。13年からは食費・水光熱費などにあてる生活扶助費を3年間で約670億円カットする過去最大の削減を強行しました。13年末には出費の多い年末年始のために支給される「期末一時扶助」も約70億円削り込みまし

冬場も深刻です。加算削減で最低限の暖房すら確保できず風邪やインフルエンザなどが重症化する貧困世帯がうまれる危険が現実のものとなっています。

「人間らしく」の土台を壊すな

ません。

今年夏、多くの貧困世帯はシャワーの

回数減らしたり、エアコンや扇

風機を我慢したりして猛暑に耐え

ました。熱中症で死亡した高齢者

のなかには、貧困でエアコンや冷

蔵庫などが購入できなかった人、

壊れたエアコンの修理代もなかっ

た人が少なからず存在したといわ

れています。

「健康で文化的な最低限度の生活」を保障する憲法25条、個人の尊重・幸福追求権をつたう憲法13条に反します。いま全国各地で削減中止・撤回を求める「保護費削減連帯訴訟」が広がっています。年金額引き下げにも削減中止を求める裁判も続いています。国民の生存権や個人の尊厳を脅かす安倍政権の憲法無視の社会保障破壊にストップをかけ、国民が大事にされる政治への転換が急がれます。

億円もカットし始めました。金額は、地域・世帯人数ごとに計算されるため全国一律ではありませんが、月8000円以上減らされる世帯もつまれます。月4000円も削られる単身世帯もあります。多くの世帯が減額を免れません。

2012年末に政権復帰した安

消費増税や経済政策「アベノ